

令和2年6月25日

公立保育所
認可保育所
認定こども園
地域型保育事業
おなかま保育室

を利用する保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部保育対策課長

幼児教育担当課長

保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る登園自粛要請の終了について

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、4月10日以降、登園自粛を要請させていただいており、保護者の皆様には、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、登園自粛要請につきましては、「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針」に基づき、令和2年6月30日（火）で終了し、あわせて登園しなかった日数に応じた保育料の減額の取扱いについても終了します。

今後の保育所等の運営については、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」に配慮しながら対応することとなりますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

また、今後、状況が変化した場合につきましては、再度、登園自粛要請をお願いするなど、対応を変更させていただく場合もあります。

1 保育料等の取扱いについて

登園自粛要請の終了に伴い、登園しなかった日数に応じた保育料の減額の取扱いを終了し、7月以降は通常通りの保育料となります。

また、給食費につきましても、7月以降は通常通りとなります。

2 健康管理等について

お子様や送迎する保護者の方が、発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合には、登園しないようお願いいたします。

また、お子様や保護者、同居する家族に、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合（医師からPCR検査の指示を受けた場合など）や濃厚接触者と特定された場合には、すみやかに保育所等に連絡をするとともに、登園しないよう御協力をお願いします。

その他、保育所等が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組等に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

（認可保育所の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

（地域型保育事業、おなかま保育室の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

（公立保育園の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

（保育料の徴収に関すること）

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727

（認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）の運営に関すること）

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179